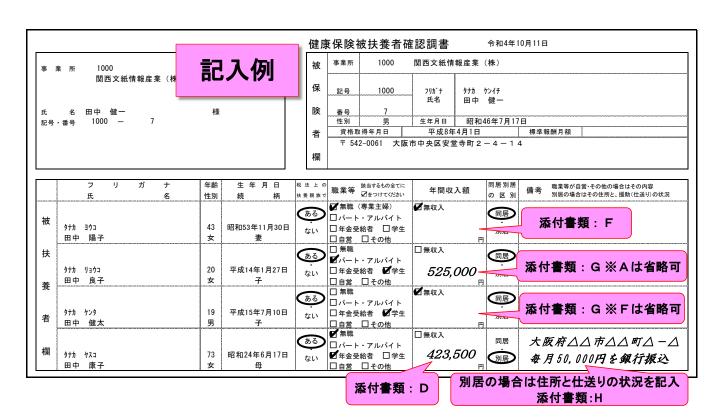
- 1. 再確認の対象となる方について
 - ○令和4年4月1日時点で16歳以上の被扶養者が対象で、次の方を除きます。
 - ・令和4年4月1日以降に被扶養者に認定した方
 - 令和 4 年 12 月 31 日までに 75 歳を迎えられる方
 - ※対象の方のみ、「健康保険被扶養者確認調書」(以下、確認調書)に氏名等を印字しています。
- 2. 確認調書の記入方法について(下の記入例を参考に、黒ペンで記入してください)
 - ○「税法上の扶養親族で」と「同居・別居の区分」の欄は、「ある・ない」、「同居・別居」のうち該当する方を○で囲んでください。
 - ○「職業等」の欄は、該当するものすべてに☑チェックをつけてください。
 - ○「年間収入額」の欄は、裏面の【収入確認書類一覧】(AからE)のうち該当するものすべての年間収入(見込)額の合計を記入してください。複数の収入がある場合は、「備考」欄に内訳を記入してください。収入がない場合は、「☑無収入」にチェックをしてください。
 - ○「備考」欄は、職業等が「自営」・「その他」の場合はその内容、「別居」の場合はその住所と援助 (仕送り)の状況を記入してください。
 - ○住所の表示内容に変更が生じている場合は、朱書で訂正し、「住所変更届」をご提出ください。
 - ○氏名(漢字・フリガナ)・生年月日の表示が誤っている場合は、「被扶養者(異動)届」によって、「訂正届」を提出してください。(被保険者証を添付)

各記入欄に書ききれないときは、備考欄や余白を利用して分かるように記入してください



3. 生計維持に関する確認書類について

- ○裏面の【収入等確認書類一覧】から、該当するものを添付してください。
- ○必要に応じてマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用して、関係機関に所得等の情報を確認することがありますので、予めご了承ください。

【収入等確認書類一覧】

下の表から該当するものを添付してください。

	収入の種類や状況	確認書類
Α	パート・アルバイト等 給与所得	「賃金明細書等(直近3ヶ月分)」(写)、「源泉徴収票」(写)、 「所得証明書」「課税(非課税)証明書」など、いずれか1つ
В	自営・不動産収入	「確定申告書」(写) と「申告決算書(収支内訳書)」(写)の両方
С	利子・配当収入	「確定申告書」(写)、「所得証明書」、「課税(非課税)証明書」など、 いずれか1つ
D	年金収入	「年金振込通知書」(写) ※基礎年金・厚生年金・共済年金・恩給・ 年金基金など受給されているものすべての直近のもの
Е	傷病手当金・雇用保険 など	「決定通知書」(写)、「受給者証」(写) など
F	無職・無収入	「所得証明書」、「課税(非課税)証明書」
G	学生	「学生証」(写)※アルバイト等A、別居の場合のHの書類は省略します。 <mark>学校名、顔写真等はマスキング</mark> をお願いします。

Н	別居の場合	援助(仕送り)の証明として過去1年間の「送金(振込)」(写)など
		事実確認ができるもの(下記参照)

○別居の場合は、預金通帳等の写しまたは現金書留の控えや写しを、次の①から③の状況が分かるように 添付してください。(被扶養者が学生は不要です)

①振込先の名義や送金先のあて名が別居の被扶養者のものであること

必要な箇所以外は

②振込人や差出人が被保険者であること

マスキングをして

③振込や差出の日付・回数・金額から1年間の仕送り額が分かること

ください

「現金手渡し」など、"申立てのみ"による確認は認められない(厚生労働省)とされていますのでご理解ください。

- ○上記以外にも確認のため書類等をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4. 引き続き健康保険の被扶養者となるための収入・同居等の要件は次のとおりです
 - ○被保険者と同居している方

対象者の年収が130万円未満*で、かつ被保険者の年収の半分未満であること

○被保険者と別居している方

対象者の年収が130万円未満*で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと

- ※対象者が「60歳以上」または障害厚生年金を受けられる程度の「障害者」の場合は、「180万円未満」 になります。
- ○対象者が、妻の子、甥・姪、義父母、伯叔父母、義兄弟姉妹の場合は、同居であること
- ○国内居住要件(例外含む)に該当すること

収入額や仕送り額等が上の条件を満たさない場合や、対象者が既に就職している場合は、

- •「備考欄」にその「事由」と「年月日」を記入し、その被扶養者の欄を朱線で抹消してください。
- ・また「被扶養者(異動)届」(被保険者証を添付)によって扶養解除の手続きをお願いします。

5. その他

〇確認書類等で、個人情報に関するもので機微なものについては、被保険者様から健康保険組合に直接送付していただいても結構です。ただし、提出書類には健康保険の「記号・番号」「被保険者・被扶養者の氏名」「確認調書に関するものであること」等をお書き添えください。



「確認調書」および「確認書類」の提出がない場合、また提出された書類で事実確認ができない場合は、健康保険法施行規則第50条第7項の規定により、再確認対象者の健康保険被保険者証が無効となることがありますので、ご協力をお願いいたします。

以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212 (適用課) まで